

表 - 4 指定再利用促進製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産 または販売台数
浴室ユニット（浴槽、給水栓、照明器具その他入浴のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいい、便所又は洗面所が一体として製造されるものを含む）	製造事業は 経済産業大臣		1,000台以上
自 動 車	製造事業は 経済産業大臣、 修理事業は 国土交通大臣		10,000台以上
ユニット形エアコンディショナ （パッケージ用のものを除く）		製造事業者は原材料の 工夫を行う。	50,000台以上
ぱちんこ遊技機			10,000台以上
回胴式遊技機		構造の工夫。	5,000台以上
複 写 機（乾式間接静電式のものに限り、 カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く）		分別のための工夫。	1,000台以上
テレビ受像機		処理に係る安全性の確保。	50,000台以上
電子レンジ			10,000台以上
衣類乾燥機		安全性等の配慮。	10,000台以上
電気冷蔵庫		技術の向上。	50,000台以上
電気洗濯機		製品の事前評価。	50,000台以上
収納家具（金属製のものに限る）		情報の提供。	10,000台以上
棚（金属製のものに限る）	製造事業は 経済産業大臣	包装材の工夫。	10,000台以上
事務用机（金属製のものに限る）		等	10,000台以上
回転いす（金属製の部材により構成されるものに限る）			20,000台以上
システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう）			5,000台以上
石油ストーブ （密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く）			10,000台以上
ガスこんろ（グリル付のものに限る）			10,000台以上
ガス瞬間湯沸器（先止め式のものに限る）			5,000台以上
ガスパーナー付ふろがま（給湯部を有するものに限る）			10,000台以上
給湯機（石油を燃料とするものに限る）			10,000台以上

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産 または販売台数
パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管式または 液晶式のものを含む)		31ページの ~ 項 及び下記の 、 項と同様。	10,000台以上
電 源 装 置		<p>使用される密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電 気量234キロクーロン以 下のものに限る）、密閉 形アルカリ蓄電池又はリ チウム蓄電池をいい、機 器の記憶保持用のものを 除く）の再生資源として の利用を促進するため、</p> <p>はんだ付けによらない 密閉型蓄電池の取付け 方法、同電池の取り外 しが容易である等構造 の工夫。</p> <p>当該機器、取扱説明書 等へ密閉型蓄電池を使 用していることを表示 又は記載。</p> <p>安全性等に配慮。</p> <p>密閉型蓄電池の再生資 源利用のため、技術の 向上。</p> <p>及び の規定に即し て、電源装置等の事前 評価。</p> <p>情報の提供。</p>	1,000台以上
電 動 工 具			10,000台以上
誘 導 灯			10,000台以上
火災警報設備			1,000台以上
防犯警報装置			10,000台以上
自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る）			1,000台以上
車いす（電動式のものに限る）			1,000台以上
プリンター			10,000台以上
携帯用データ収集装置			10,000台以上
コードレスホン	製造事業は 経済産業大臣		2,000台以上
ファクシミリ装置			5,000台以上
交 換 機			1,000台以上
携帯電話用装置			10,000台以上
M C Aシステム用通信装置			1,000台以上
簡易無線用通信装置			1,000台以上
アマチュア用無線機			1,000台以上
ビデオカメラ			10,000台以上
ヘッドホンステレオ			10,000台以上
電 気 掃 除 機			10,000台以上
電気かみそり（電池式のものに限る）			10,000台以上
電気歯ブラシ		10,000台以上	
非常用照明器具		10,000台以上	
血 圧 計		10,000台以上	
医薬品注入器	製造事業は 厚生労働大臣 及び 経済産業大臣	1,000台以上	
電気マッサージ器		10,000台以上	
家庭用電気治療器		10,000台以上	
電気気泡発生器（浴槽用のものに限る）		10,000台以上	
電動式がん具（自動車型のものに限る）	製造事業は 経済産業大臣	10,000台以上	